

# 海外で治療を受けた場合の 子ども医療助成費の請求について

海外渡航中にケガや病気などにより海外の医療機関で治療を受けたときは、健康保険に申請すると、保険で認められた部分について保険の基準額の8割（乳幼児）または7割（小中学生）が療養費として支給されます。

上記のような場合は、まず加入している健康保険で手続きをとり、療養費の支給を受けてください。療養費の支給決定後に、健康保険で認められた部分についての差額分を子ども医療費として助成します。

療養費支給の手続きについては、加入している健康保険やお勤め先の担当者におたずねください。

## 子ども医療助成費の請求は

療養費の支給が決定しましたら、下記の書類をそろえて足立区に請求してください。

子ども医療助成費支給申請書

領収書（療養費の請求で原本を提出してしまった場合のみ、コピー可）

領収明細書（療養費の請求で原本を提出してしまった場合のみ、コピー可）

領収明細書の日本語訳文（使用通貨を記入）

診療内容明細書（療養費の請求で原本を提出してしまった場合のみ、コピー可）

診療内容明細書の日本語訳文

療養費の支給決定通知書の原本

（健康保険組合・協会けんぽ・足立区国民健康保険課から発行されたもの  
共済組合加入の方は医療給付金等決定兼支払通知書）

提出書類は足立区役所親子支援課、足立福祉事務所の各福祉課の窓口へ持参するか、郵送で親子支援課にお送りください。

〔問い合わせ・郵送先〕 〒120 - 8510 足立区中央本町1 - 17 - 1  
足立区役所 親子支援課 児童給付係  
3880 - 5111（代）内線 1881 ~ 1885